

南部町の

税シリーズ第4弾

町県民税 (個人)

町県民税とは

町県民税は、県に納める県民税と、町に納める町民税の2つを合わせたものです。一般的には住民税と呼ばれています。

町県民税の所得割・均等割

町県民税は、一定額以上の所得のある方全員に定額で負担していただく「均等割」と、所得金額に応じて税額が計算される「所得割」の合計額で課税されます。



町県民税の課税対象者

町県民税は、1月1日現在に南部町に住んでいる方が課税の対象です。また、南部町に住んでいなくても、事務所や事業所、家屋敷を持っている方にも課税されます。

- 1 均等割の課税対象者
前年の所得が一定額以上の方
 - 2 所得割の課税対象者
前年の所得から所得控除額を差し引いても、課税所得金額(課税標準額)ができる方
- 町県民税が課税されないパターン**
- 1 均等割と所得割が課税されない方
 - ① 生活保護法で生活扶助を受けている方
 - ② 障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年中の所得金額が125万円以下の方

- 2 均等割が課税されない方
前年中の合計所得金額が、次の金額以下の方

控除対象配偶者または扶養親族が	
○ いる場合	28万円 × 本人、控除対象配偶者、扶養親族 の合計人数 + 16万8千円
○ いない場合	28万円

- 3 所得割が課税されない方
前年中の合計所得金額が、次の金額以下の方

控除対象配偶者または扶養親族が	
○ いる場合	35万円 × 本人、控除対象配偶者、扶養親族 の合計人数 + 32万円
○ いない場合	35万円

税額の計算方法

- 均等割額
 - ・ 町民税 3,000円
 - ・ 県民税 1,500円 (※1)
- (※1 県民税)
県民税の均等割額は、通常1,000円です。しかし、鳥取県では森林環境保全のため、平成17年度から森林環境保全税を導入し、均等割額に500円が上乗せされています。
- 所得割
- 所得割額は次の計算式で求められます。

課税標準額 (前年中の所得金額 - 所得控除額 (※3))
×
税率 (※2)
-
税額控除額 (※4)
=
所得割額

(※2) 税率

- 税率は次のとおりです。
- ・ 町民税 6%
- ・ 県民税 4%

(※3) 所得控除額

所得控除は、課税対象者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害による出費があるかどうかなど、個人的な事情を考慮して所得金額から差し引くものです。

所得控除は次のとおりで、全部で15種類あります。

- ・ 雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障がい者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除。

(※4) 税額控除

① 配当控除
株式の配当などの配当所得がある時は、その金額に一定の率を乗じた金額が税金から差し引かれます。

② 外国税額控除

外国で得た所得で、その国の所得税などを納めている場合は、一定の方法で納めた外国税額が税額から差し引かれます。

③ 調整控除額

税源移譲が行われ、町県民税と所得税の間で税率の移し変えが行われました。しかし、所得税より町県民税の方が人的控除額(扶養控除や配偶者控除、基礎控除など)が小さく、差額分だけ税負担が増えてしまいます。そこで、このような人的控除額の差による増額分を町県民税から差し引き、税負担が変わらないように調整する控除です。

- ・ 次計算式の金額が所得割額から控除されます。
- ・ 合計課税所得金額が
200万円以下の場合
アまたはイのいずれか少ない金額の5%
- ・ ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額
- ・ 合計課税所得金額が
200万円を超える場合
アからイを控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の5%

④ 住宅借入金等特別税額控除

平成11年度から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受

町県民税の申告

1月1日現在で、南部町内に住んでいる方は、原則2月16日から3月15日までの間に役場へ町県民税の申告をしなくてはなりません。

ただし、所得税の確定申告をされた方や、前年の所得が一つの事業所からの給与のみの方、または、一つの年金支払者からの年金のみの方で、勤務先または年金支払者から支払報告書が役場に提出されている方は申告の必要はありません。

なお、所得税では給与所得の他に所得がある場合、20万円以下は確定申告がいらないとされていますが、町県民税の場合、所得が合算で計算されるため、給与所得のほかにも所得がある場合は、所得の金額に関係なく申告が必要です。

町から送られる納付書で、年税額を4回に分けて納めます。主に事業所得者や年金所得者の方が該当します。納税組合を通じての納入や、口座振替による納税もこれに含まれます。

特別徴収

ほとんどの給与所得者は、毎月給与から町県民税が天引きされ、勤務先がまとめて町に納入します。

給与を支払っている事業者は、特別徴収が義務付けられています。しかし、なかには特別徴収をしていない事業者もいます。給与所得者の方で普通徴収になっている方は、勤務先の給与担当者に特別徴収ができるか確認をしてみてください。年間納める税額に変わりはありますが、給与のたびに納入が行われるため、1回あたりの税額が少なくてすみます。

※ 確定申告の相談日程は、広報なんぶ1月号に掲載します。

お問い合わせ先
法勝寺庁舎 税務課
TEL 66-4802